180195002640001

平成27年2月25日 中小企業信用保険制度の農業への適用に関する規制改革ホットライン提案について 所管府省 経済産業省 規制の名称 担当局課等 中小企業信用保険法第2条第1項第1号 及び作成責中小企業庁事業環境部金融課 根拠法令等 中小企業信用保険法施行令第1条 任者の役 課長 菊川 人吾 職•氏名 規制ではなく、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証につき保険を行なう制度を確立し、もつて 規制目的 中小企業の振興を図ることを目的とする。 規制ではない。 関連する予 規制内容の概要中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証 につき保険を行なうもの。 規制の最近の改 関連する政 策評価結果 廃経緯 規制の維 規制を維持、改革 持、改革又 (規制ではない) 又は新設する理 (規制ではない) は新設の別 (規制を改革する 場合の改革の方 向性) 見直し条項 次の見直し時期

(通知・通達等のID) (規制シートのID)

(进知・进達寺のⅡ	(規制シートのID)
通知・通達等の 名称(発信者等を 含む。)	
通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項	
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	